

議案第 6 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県及び近隣市等の状況を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 3～5 省略	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 3～5 省略